陳情第19	1号	受理年月日	令和6年6月6日
付託委員会		環境	意水道委員会
件名		R護利用者の下 置について	水道使用料、し尿処理手数料の経

要旨

北九州市は、長年実施してきた生活保護利用者に対する下水道料金の 基本料金の減免をやめることを決定した。しかし、既に減免されている 生活保護利用者については、経過措置として、令和6年3月まで実施す るが、4月から減免の経過措置を廃止するとしていた。

ところが、生活保護利用者のAさんから、「使用水量のお知らせを見てびっくりした。検針日が4月4日で、2月4日から4月4日までの61日間分の下水道利用基本料金として1,394円が請求されていました。これは、基本使用料月額697円の2か月分です。」との相談が寄せられた。

Aさんは、「これまでの北九州市の説明と全く違う。生活保護利用者にとって1,394円は食費4回分に相当する」と怒っている。「4月1日から4日までの基本料金を請求されるなら分かりますが、2月4日から3月31日までの基本料金を請求されるのは話が違うのではないか。」とのことであった。

上下水道局の営業課に電話して尋ねると、4月分請求から基本料金をいただくようになっている。今回の請求は、4月4日に検針したので4月分請求として、2月4日から4月4日までの61日間分も4月分として請求しているとの返事であったが、そんな説明はこれまで全くなかった。

令和4年8月18日の環境水道委員会に、上下水道局が資料として提出した生活保護受給世帯等に対する下水道使用料、し尿処理手数料の減免の見直しについての3有識者、議会の意見の(2)見直し時期、経過措置についてには、二重のアンダーラインが引かれ、「物価が高騰し、市民生活も厳しくなっている」、「経過措置などの激変緩和を検討してほしい」など現在の物価高への配慮を求める意見が多かった、と記載されている。

こうした有識者や議会の意見を受けて、上下水道局は4見直しの内容の(2)見直しの実施時期の経過措置の項には、「対象:令和4年9月 30

日時点の減免対象世帯」「内容:令和5年度末(令和6年3月末)まで、 全額減免を継続。令和6年4月から全額請求」と記載され、「令和6年3 月末まで」「令和6年4月から」と明確に記されている。

本委員会では、この文書で説明と審議が行われた。市議会議員も、説明を受けた市民も3月まで減免と信じていた。

議会にも説明して確認された内容をたがえることはおかしい。約束を守ることを求め、生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置については、議会で説明したとおり、令和5年度末(令和6年3月末)まで、全額減免を継続するよう陳情する。